

令和 2 年度
日高管内町職員採用資格試験公告

令和元年 7 月 8 日

日 高 町 村

〒057-8558

浦河郡浦河町栄丘東通 56 号 日高合同庁舎内

電話 0146-22-1846



この試験は、日高管内町職員の「一般事務職」の採用資格試験です。

- [受付期間] 令和元年 7 月 8 日 (月) ~ 8 月 2 日 (金)
◎受付時間 9 時~17 時 (土曜日、日曜日、祭日を除く)
- [試験日] 令和元年 9 月 22 日 (日)
- [試験場所] 新ひだか町公民館 (新ひだか町静内古川町 1 丁目 1 番 2 号)
- [日 程] 8 : 45 (着席) ~ 13 : 50 (終了)

1 試験区分及び職務内容

試験区分		職務内容
一般事務職	初 級	町長部局、教育委員会等各種委員会事務局、議会事務局等に勤務し、一般行政事務に従事します。
	上 級	

2 受験資格

- 初級：平成 8 年 4 月 2 日から平成 14 年 4 月 1 日までに生まれた者 (高校卒業程度で短大・専門学校を含む。ただし、大学卒業及び卒業見込みは除く)。
 - 上級：平成 4 年 4 月 2 日から平成 10 年 4 月 1 日までに生まれた者で、学校教育法による大学 (短期大学を除く) を卒業または令和 2 年 3 月卒業見込みの者。
- ※ ただし、日本国籍を有しない者又は地方公務員法第 16 条の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

地方公務員法第 16 条 (抜すい)

(欠格事項)

第16条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 成年被後見人又は被保佐人
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 3 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者